

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県竹原市長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、健康増進事業に関する事務の適正な実施のため、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①健康増進事業の実施対象者の把握に関する事務 ②各種健康診査の健診結果の管理に関する事務 特定個人情報を取り扱う検診 肺がん・胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診に関する一次検診結果、精密検査結果情報 肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診及び歯周疾患検診に関する一次検診結果、精密検査結果情報
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康診査ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第111の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 139の項 【情報提供の根拠】 139の項 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会の根拠】 第141条 【情報提供の根拠】 第141条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	竹原市 市民福祉部 健康こども未来課
②所属長の役職名	健康こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号725-8666 竹原市役所 総務部 総務課 行政係 住所: 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話(0846)22-7719 FAX(0846)22-8579 Eメール soumu@city.takehara.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	郵便番号725-0026 竹原市役所 市民福祉部 健康こども未来課 健康増進係 住所:広島県竹原市中央三丁目14番1号 電話(0846)22-4699 FAX(0846)22-7158 Eメール kenkou@city.takehara.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	竹原市特定個人情報等管理要綱及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 5① 部署	市民生活部 市民健康課	福祉部 健康福祉課	事後	
平成29年5月31日	I 5② 所属長	市民健康課長 森重美紀	課長 塚原一俊	事後	
平成29年5月31日	II しきい値判断項目1.対人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成29年5月31日	II しきい値判断項目2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
令和1年5月22日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	
令和1年5月22日	I 5② 所属長	課長 塚原一俊	健康福祉課長	事後	
令和2年5月22日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年5月22日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年9月24日	I 5① 部署	福祉部 健康福祉課	市民福祉部 健康福祉課	事後	
令和3年9月24日	請求先	総務部	総務企画部	事後	
令和3年9月24日	連絡先	福祉部	市民福祉部	事後	
令和3年9月24日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年9月24日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和4年3月9日	I 1②事務の概要		特定個人情報を取り扱う検診 肺がん・胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん 検診に関する一次検診結果、精密検査結果情報 肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診及び歯周疾患 検診に関する一次検診結果、精密検査結果情報	事前	
令和4年3月9日	I 4①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月9日	I 4.②法令上の根拠		1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 102の2の項 【情報提供の根拠】 102の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第50条 【情報提供の根拠】 第50条	事前	
令和7年1月6日	I 4.②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 102の2の項 【情報提供の根拠】 102の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第50条 【情報提供の根拠】 第50条	1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表 【情報照会の根拠】 139の項 【情報提供の根拠】 139の項 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会の根拠】 第141条 【情報提供の根拠】 第141条	事前	
令和7年1月6日	I 5① 部署	市民福祉部 健康福祉課	市民福祉部 健康こども未来課		
令和7年1月6日	I 5② 所属長	健康福祉課長	健康こども未来課長		
令和7年1月6日	請求先	総務企画部 総務課 行政係 広島県竹原市 中央五丁目1番35号 電話(0846)22-7719 FAX(0846)22- 8579 Eメール soumu@city.takehara.lg.jp	郵便番号725-8666 竹原市役所 総務部 総務課 行政係 住所: 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話(0846)22-7719 FAX(0846)22-8579 Eメール soumu@city.takehara.lg.jp		
令和7年1月6日	連絡先	市民福祉部 健康福祉課 健康対策係 広島 県竹原市中央三丁目14番1号 電話(0846)22-7157 FAX(0846)22- 7158 Eメール kenkou@city.takehara.lg.jp	郵便番号725-0026 竹原市役所 市民福祉部 健康こども未来課 健康増進係 住所: 広島県竹原市中央三丁目14番1号 電話(0846)22-4699 FAX(0846)22-7158 Eメール kenkou@city.takehara.lg.jp		
令和7年1月6日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年12月1日時点		
令和7年1月6日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年12月1日時点		
令和7年1月6日	IV6 目的外の入手が行われる リスクへの対策は十分か		十分である		
令和7年1月6日	IV6 不正な提供が行われる リスクへの対策は十分か		十分である		
令和7年1月6日	IV8 人手を介在させる作業		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意 事項等を遵守している。		
令和7年1月6日	IV11 最も優先度が高いと考 えられる対策		項目追加		
令和7年1月6日	IV11 当該対策は十分か		竹原市特定個人情報等管理要綱及び特定個人 情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行 政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐ ための物理的安全管理措置、技術的安全管理 措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイル の滅失・毀損が万一発生した場合に備え、 バックアップを保管している。		
令和8年2月16日	I 3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第1の第76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第54条	・番号法第9条第1項及び別表第111の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第54条	事後	